

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で6か月以上のカリキュラムの修業を開始した場合に、修業期間に相当する期間（修業開始時期により上限があります）について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関での修業修了後、高等職業訓練修了支援給付金を支給する制度です。

【対象】

市内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方が対象です。

- 1) 20歳未満の児童を扶養しておられる方
- 2) 児童扶養手当を受給している又は、同等の所得水準にあること（※①）
- 3) 対象資格に掲げる資格を取得するために養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 4) 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められた方
原則、過去に本制度（本市以外の市区町村等が支給するこれに相当する制度を含む）を利用していない方

（求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている方は対象となりません。）

（※①）児童扶養手当の所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引続き対象者となります。

【対象となる資格】

- 1) 対象資格は、就職の際に有利になるものであって、かつ養成機関において6か月以上のカリキュラムの就業が予定されているもの
- 2) 対象資格の例：看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・理容師・美容師・調理師・歯科衛生士・歯科技工士・言語聴覚士・社会福祉士・製菓衛生師・鍼灸師 等

【支給期間】

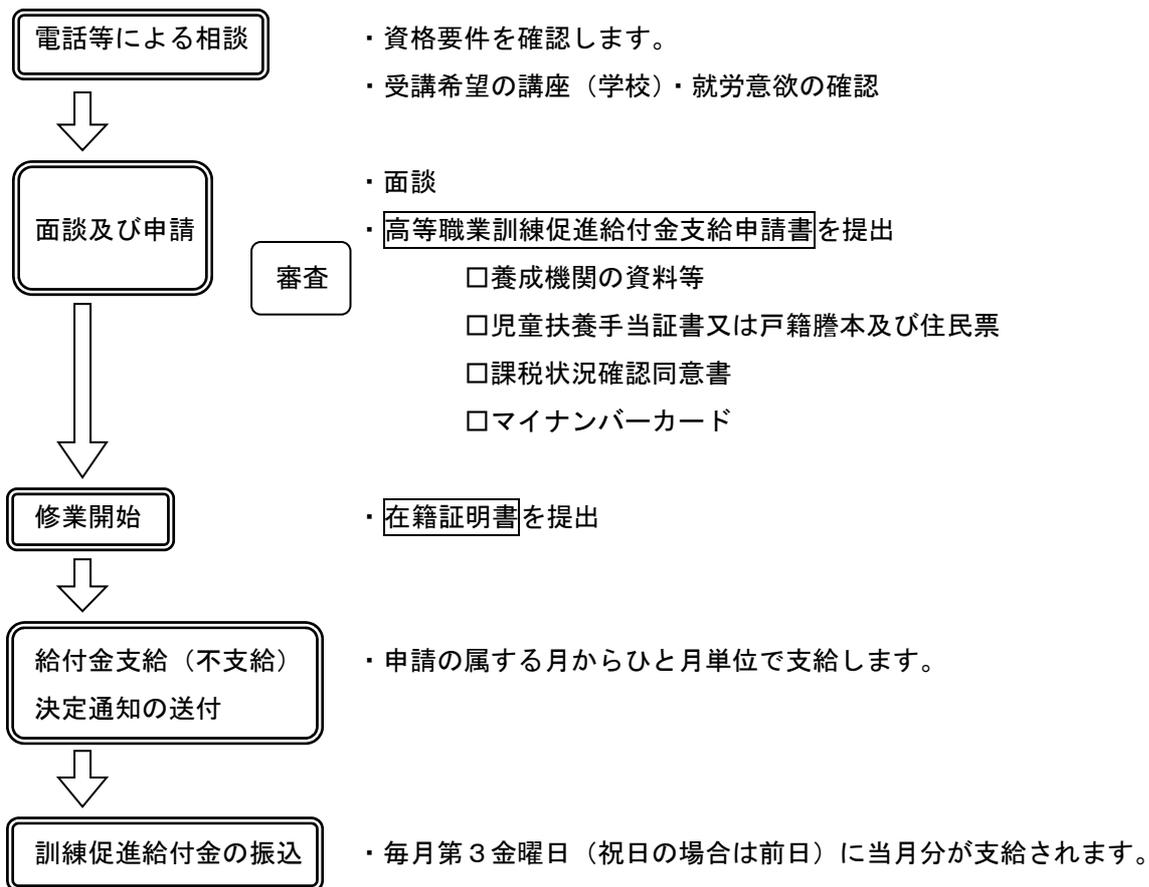
養成機関における修業期間のうち4年まで（ただし、准看護過程から看護過程に進学する場合は、原則3年まで）※就業期間中に児童が20歳になった場合は、その月までの支給となります。

【支給金額】

区分	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金 (下段：就業する最後の1年)	月額10万円 (月額14万円)	月額7万500円 (月額11万500円)
高等職業訓練修了支援給付金	5万円	2万5,000円

※出席のない月は支給できません。

【受給までの流れ】



※高等職業訓練修了支援給付金につきましては、別途申請が必要になります。

養成機関での修業修了日から30日以内に申請ください。

【受給開始後に必要な手続きについて】 ※必要な時期にご連絡します。

- 4か月ごとに養成機関の長による在籍を証明する書類
- 新学年になったときの在学証明書
- 8月以降の支給額を決定するため、毎年7月に該当年度分の世帯の課税状況を確認します。
課税状況によって支給額が変更することがあります。（書類の提出が必要です）

こんな時には届出をしてください。

- ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき
- ・ 城陽市から転出したとき
- ・ 修業を取りやめたとき
- ・ 同居者に変更があったとき
- ・ 受給者・同居の扶養義務者が課税又は非課税になったことにより、支給月額が変更となるとき
- ・ その他支給要件に該当しなくなったとき
- ・ 休学したとき…1日も出席しない月は不支給となります。（夏季休暇等は除く）

過払いが生じた場合は、遡って返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ】

手続の方法や制度の詳細については、下記までお尋ねください。

城陽市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話 : 0774-56-4036 (直通) Fax : 0774-56-4060 (直通)

Eメール : kosodate@city.joyo.lg.jp

*メールには必ず件名「高等職業訓練について」をいれてください。

☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆ Memo ☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆